

運搬車両一覧

令和4年5月2日

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1	清掃車	札幌800は21-62	8,970kg	北海道衛生工業(株)	
2	清掃車	札幌800は33-28	8,970kg	北海道衛生工業(株)	
3	散水車	札幌800は21-59	7,500kg	北海道衛生工業(株)	
4	タンク車	札幌800そ33-96	3,400kg	北海道衛生工業(株)	
5	清掃車	札幌800は50-29	8,980kg	所有者 オリックス 自動車(株)	
6	清掃車	札幌800は37-91	9,050kg	所有者 兼松エンジ ニアリング(株)	
7	ダンプ	札幌100は77-24	7,500kg	所有者 GOS(株)	
8	清掃車	札幌800は38-31	5,170kg	所有者(株)札幌北洋 リース	
9	ダンプ	札幌100は84-62	9,500kg	所有者 GOS(株)	
10	脱着装置付 コンテナ専用車	札幌100つ68-54	3,850kg	所有者(株)札幌北洋 リース	
11	塵芥車	札幌800は41-96	4,850kg	北海道衛生工業(株)	
12	ダンプ	札幌100は85-80	9,300kg	所有者 (株)札幌北洋 リース	
13	ダンプ 土砂禁	札幌100て18-01	3,100kg	所有者ワールドテ ック(株)	
14	ダンプ 土砂禁	札幌100て18-02	3,100kg	所有者ワールドテ ック(株)	
15	ダンプ	札幌100は95-95	8,600kg	所有者 GOS(株)	
16	塵芥車	札幌800は46-38	4,300kg	北海道衛生工業(株)	
17	塵芥車	札幌800は49-95	6,500kg	所有者 オリックス 自動車(株)	
18	キャブオーバー	札幌100ひ 7-93	7,700kg	所有者 (株)札幌北洋 リース	
19	キャブオーバー	札幌100は98-39	7,400kg	所有者 GOS(株)	
20	ダンプ	札幌100は96-43	8,400kg	北海道衛生工業(株)	
21	キャブオーバー	札幌400ほ87-88	1,000kg	北海道衛生工業(株)	

石狩振興局保健環境部環境生活課

4.5.-2 収受

第

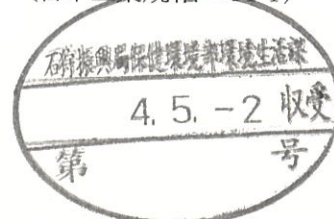
号

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
22	清掃車	札幌800は49-16	8,200kg	所有者 北海道リース(株)	
23	清掃車	札幌88た13-89	5,800kg	北海道衛生工業(株)	
24	ダンプ	札幌100ひ 1-03	8,600kg	所有者 (株)札幌北洋リース	
25	糞尿車	札幌800は48-99	6,500kg	北海道衛生工業(株)	
26	キャブオーバー	札幌100ひ 5-10	5,900kg	所有者 北海道リース(株)	
27	糞尿車	札幌800は53-24	9,800kg	北海道衛生工業(株)	
28	ダンプ	札幌100ひ14-48	8,800kg	北海道衛生工業(株)	
29	散水車	札幌800は53-26	11,100kg	北海道衛生工業(株)	
30	ダンプ	札幌100は66-60	9,400kg	北海道衛生工業(株)	
31	塵芥車	札幌800は54-66	5,300kg	所有者 北海道日野自動車(株)	
32~43		別紙のとおり			
44	ダンプ	札幌101か57-53	9,000kg	使用者 (株)MKサービス	
45	ダンプ	札幌101か57-54	9,000kg	使用者 (株)MKサービス	
46	ダンプ	札幌101か57-55	9,000kg	使用者 (株)MKサービス	
47	ダンプ	札幌 101 か 58-32	8,700kg	使用者 (株)MK サービス	新規

(備考)

- 1 自動車検査証(車検証)に記載されている内容を記載すること。
また、車検証の写しを添付すること。
- 2 借用車の場合、賃貸契約書等の写し(原則として1年以上の使用権原のあるもの)を添付すること。
なお、車検証の使用者欄に申請者名が記載されている場合は、借用車に該当しないものとして扱って差し支えない。
- 3 「土砂等積載禁止車」の場合には、備考欄にその旨を記載すること(車検証の備考欄に、「積載物は、土砂等以外のものとする」と記載されている車両は、「鉋さい」、「かみき類」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」を収集運搬することはできない。)。
- 4 変更届出の場合は、備考欄に「新規、廃止」の別を記入すること。
- 5 船舶の場合には、「自動車登録番号又は車両番号」を「船舶番号」と読み替えること。

(日本工業規格 A4)

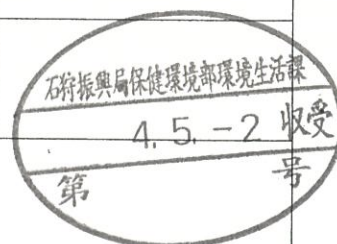


運搬車両一覧 (1)

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1	ダンプ	札幌137か10	8,800	(株) MKサービス	
2	ダンプ	札幌134け20	8,800	(株) MKサービス	
3	ダンプ	札幌133い30	8,600	(株) MKサービス	
4	ダンプ	札幌132く50	8,800	(株) MKサービス	
5	ダンプ	札幌137か55	8,800	(株) MKサービス	
6	ダンプ	札幌131を60	8,800	(株) MKサービス	
7	ダンプ	札幌133け70	8,900	(株) MKサービス	
8	ダンプ	札幌133い80	8,800	(株) MKサービス	
9	ダンプ	札幌130き523	8,400	(株) MKサービス	
10	ダンプ	札幌132い120	8,800	(株) MKサービス	

(備考)

- 1 自動車検査証(車検証)に記載されている内容を記載すること。
また、車検証の写しを添付すること。
- 2 借用车の場合、賃貸契約書等の写し(原則として1年以上の使用権原のあるもの)を添付すること。
なお、車検証の使用者欄に申請者名が記載されている場合は、借用车に該当しないものとして扱って差し支えない。
- 3 「土砂等積載禁止車」の場合には、備考欄にその旨を記載すること(車検証の備考欄に、「積載物は、土砂等以外のものとする」と記載されている車両については、ダンプ規制法に規定する「土砂等」に該当しない「汚泥」を収集運搬することは可能であるが、「鉱さい」、「かれき類」、「コンクリートくず」を収集運搬することはできない。なお、ガラスくず、陶磁器くず、廃石膏ボード等は個別の判断となるため、申請者から、直接、国土交通省北海道運輸局自動車交通部貨物課に確認すること。)
- 4 変更届出の場合は、備考欄に「新規、廃止」の別を記入すること。
- 5 船舶の場合には、「自動車登録番号又は車両番号」を「船舶番号」と読み替えること。



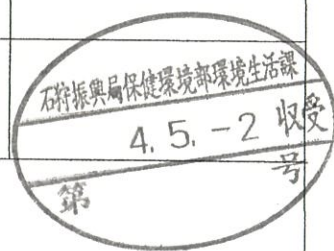
(日本産業規格 A4)

運搬車両一覧 (2)

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
11	ダンプ	札幌134え110	8,900	(株) MKサービス	
12	ダンプ	札幌137あ100	8,900	(株) MKサービス	

(備考)

- 1 自動車検査証(車検証)に記載されている内容を記載すること。
また、車検証の写しを添付すること。
- 2 借用車の場合、賃貸契約書等の写し(原則として1年以上の使用権原のあるもの)を添付すること。
なお、車検証の使用者欄に申請者名が記載されている場合は、借用車に該当しないものとして扱って差し支えない。
- 3 「土砂等積載禁止車」の場合には、備考欄にその旨を記載すること(車検証の備考欄に、「積載物は、土砂等以外のものとする」と記載されている車両については、ダンプ規制法に規定する「土砂等」に該当しない「汚泥」を収集運搬することは可能であるが、「鉋さい」、「がれき類」、「コンクリートくず」を収集運搬することはできない。なお、ガラスくず、陶磁器くず、廃石膏ボード等は個別の判断となるため、申請者から、直接、国土交通省北海道運輸局自動車交通部貨物課に確認すること。)
- 4 変更届出の場合は、備考欄に「新規、廃止」の別を記入すること。
- 5 船舶の場合には、「自動車登録番号又は車両番号」を「船舶番号」と読み替えること。



(日本産業規格 A4)